

第10章

インド

内国民待遇

電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

2018 年版不公正貿易報告書 113-114 頁参照。

数量制限

エアコンの輸入禁止措置

<措置の概要>

2020 年 10 月、インド政府は、エアコンに対する輸入禁止措置を公布し、経過措置なく即日施行した。なお、本措置の対象製品は、冷媒封入済みの製品に限定されている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、冷媒封入済みのエアコンの輸入を禁止するものであり、GATT 第 11 条第 1 項（数量制限の一般的廃止）及び TRIMs 協定第 2 条第 1 項（内国民待遇及び数量制限）に違反している可能性が高い。インドは、対インド TPR 審査等において、本件輸入禁止措置はモントリオール議定書上の同国の義務と整合していると説明しているところ、GATT 第 20 条 (b)（人の生命・健康等の維持に必要な措置）や (g)（有限天然資源保存に関する措置）等で正当化されるかが問題となる。本件輸入禁止措置は、モントリオール議定書上のインドの削減・撤廃義務及びインド国内法上のオゾン層破壊物質フロンガス規制

の対象外である冷媒を使用するエアコンまで広く対象に含む点で、必要性を欠き不合理であり、正当化の要件を満たさないと考えられる。

<最近の動き>

我が国は、インド政府に対し、上記国際ルール上の問題点について二国間で懸念を表明し、WTO における TRIMs 委員会、物品貿易理事会、市場アクセス委員会（MA 委員会）でも問題提起している。

関 税

（1）高関税品目

* 本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

関税率法において、基本関税及び特殊関税（相殺関税、アンチ・ダンピング関税、セーフガード関税）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日本・インド包括的経済連携協定（日インド EPA）が適用される。また、輸出を前提として輸入された原材料や部品に対する関税減免措置（関税払戻など）がある。

2020 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 36.0% と高水準である。また、2020 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 11.9% である。

インド政府は、(1) 基本関税率（実行関税率）を ASEAN レベルに引き下げる、(2) 最終製品には 10%、

原材料・部品には 5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003 年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007 年 1 月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を 7.5%に引き下げた。さらに、同年 3 月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則 12.5%から 10%に引き下げた。

一方、2020 年時点で非農産品の譲許率は 70.1%であり、非譲許品目としては乗用車（60%）、モーターサイクル（100%）、衣類（10%）等の高関税品目が存在する。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第 5 章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

2011 年 8 月に 日本・インド包括的経済連携協定（日インドEPA）が発効されたことで、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5～10 年間で撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2021年に以下の措置が行われた。

a. 輸入関税の一時的な免除

<2021年4月20日～10月31日>

(i) レムデシビル原薬（API）、(ii) 輸入者が Customs（Import of Goods at Concessional Rate of Duty）Rules, 2017に定められた手続に従うことを条件に、レムデ

シビルの製造に使用されるベータシクロデキストリン（SBEBDC）、(iii) 注射用レムデシビル

<2021年4月24日～7月31日>

COVID-19ワクチン、酸素濃縮器、医療用酸素、酸素ボンベ、酸素充填装置、酸素貯蔵タンク、酸素発生装置、酸素輸送用ISO容器、極低温シリンダー及びタンクを含む酸素ボンベ並びにベンチレーター等のCOVID-19対策商品

<2021年4月30日～>

炎症診断（マーカー）キット（IL6、D-ダイマー、CRP（C-Reactive Protein）、LDH（Lactate De-Hydrogenase）、フェリチン、プロカルシトニン（PCT）、血液ガス試薬）

b. 統合物品 サービス総合税（IGST）の一時的な引き下げ

<2021年5月1日～6月30日：12%に引き下げ>

個人使用目的で輸入される酸素濃縮器

<2021年5月3日～6月30日：以下の条件を満たしている場合、免税>

(i) 当該物品が州政府又は州政府によって権限を与えられた団体、救済機関若しくは法定機関によってCOVID対策目的で無償でインドに輸入されていること

(ii) 当該物品がCOVID対策目的でインド国内で無償配布するために海外から受け取っていること

(iii) 所定の手続に従っていること。

（２）特別追加関税等

<措置の概要>

インドでは実行関税率として課される基本関税の他に、相殺関税、追加関税、特別追加関税、教育目的税を加えた総額が税関で徴収され、これらの総額は、通常、WTO 等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行関税率と比較して高水準となっていた。

インド政府は、2017 年 7 月 1 日より物品・サービス税（GST）を導入し、相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。これにより、物品及びサービスの輸入については、基本関税、教育目的税、GST、GST 補償税（高級品・サービスに対する特別追加税）が課税されている。

また、2018 年 2 月 2 日には、基本関税に課される教育目的税(3%)が廃止され、代わりに社会福祉課徴金が導入されている。

＜国際ルール上の問題点＞

基本関税に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限り GATT 第 2 条に整合的と考えられる。他方、特別追加関税や以前課されていた教育目的税は、GATT 第 2 条第 1 項 (b) に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられ、前者に該当する場合は、少なくとも ITA (情報技術協定) により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、特別追加関税及び教育目的税は GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

教育目的税の代わりに導入された社会福祉課徴金も、教育目的税と同様に引き続き GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、現状、旧法の相殺関税、追加関税、特別追加関税、付加価値税、中央販売税が引き続き課税されているが、今後政府が告示する日より GST が課されることになっている。仮に GST が課されることとなった場合には、これらの品目については、社会福祉課徴金の GATT 第 2 条違反に加え、特別追加関税について GATT 第 2 条及び二重課税の観点から第 3 条に違反する可能性がある。

(3) ICT 製品に対する関税引き上げ

＜措置の概要＞

インド政府は、インド国内における生産を促すため、自国の WTO 協定譲許表において無税(0%)を約束している一部の ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 製品について、予算法案(及びその後の予算法)や国内通達において関税引き上げ措置を導入。2014 年以降、様々な製品について、繰り返し関税引き上げを実施している。

具体的には、2014 年 7 月、通信機器 (HS8517.6290 及び 8517.6990) の一部品目について関税率を 10%に引き上げた。

2017 年 7 月、インクカートリッジ (HS8443.9951 及び 8443.9952)、その他のプリンター (HS8443.3290)、携帯電話 (HS8517.1210 及び 8517.1290)、基地局 (HS8517.6100)、電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) の一部品目について関税率を 10%に引き上げた。また同年 12 月には、携帯電話の関税率を 15%に引き上げた。

2018 年 2 月、インド政府は携帯電話及び通信機器 (HS8517.6290) の一部品目の関税率を 20%に引き上げた。また、テレビ用の液晶ディスプレイや食品、香水、自動車部品、履物、宝石、家具、時計、玩具等の関税率も引き上げた。2018 年 4 月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ (PCBA) の関税率を 10%に引き上げた。

同年 7 月及び 8 月、複数の繊維について、また、同年 9 月、家電製品、履物、宝石等の関税率を引き上げた。

同年 10 月、基地局及び電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) の一部品目について関税率を 20%に引き上げ、また、一部のプリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) について関税率を 10%に引き上げた。

我が国は、上記引き上げ措置が続く中、2016 年 4 月、米国・EU と共同で ICT 製品の関税引上げ措置に関し共同質問票を提出し、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会において、インド政府に対して詳細な説明を要請した。しかし、インド政府は「新たな技術により生まれた製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の説明であった。

＜国際ルール上の問題点＞

インド政府は、自国の WTO 協定譲許表において、一部の ICT 製品の譲許税率を無税(0%)と定めている。しかしながら、これらの製品に対し、予算法案(及びその後の予算法)や国内通達に基づき関税率の引き上げを行っているところ。これらの関税引き上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条に違反する可能性が高い。

＜最近の動き＞

上記のとおり、インド政府により、関税引上げ措置が繰り返し実施されてきたため、我が国は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品理事会の場において、また現地大使館等から繰り返し懸念を表明した。さらに、2018 年秋には事務レベル会合を複数回開催し、詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府による状況の改善は見られなかった。

これら一連の関税引き上げ措置のうち、一部 ICT 製品には、他国からの輸入品に対して譲許表上の税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条¹。

2019 年 5 月、二国間の対話をより実効力を伴うものとするべく、我が国は、GATT 第 2 条に違反する可能性がある品目について、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施したが、協議による解決には至らなかった。

2020 年 2 月、インド政府は、協議要請を行った対象品目である携帯電話のプリント回路基板アセンブリ (PCBA) について、関税率をさらに 20%へ引き上げた (図表 I - 10-1中の※1) (2020 年 4 月発効)。また、履物や家具等の関税率も引き上げた。

2020 年 3 月、日本はインド政府に対し、パネル設置要請 (具体的な品目は<図表 I - 10-1>を参照)

条に違反する可能性があるものが含まれている。例えば、携帯電話 (HS8517.1211、8517.1219 及び 8517.1290)¹、基地局 (HS8517.6100)、通信機器 (HS8517.6290)、プリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) 及び電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) については、インドの WTO 協定譲許表において、いずれも HS コード 6 桁レベル (HS8517.12、8517.61、8517.62 及び 8517.70) で無税 (0%) となっているものである (2019年12月時点)

を行い、同年 7 月にパネルが設置された。本件については、2020 年 6 月に EU、2020 年 7 月に台湾のパネルが設置されており、パネル審理が進んでいる。我が国としては、本件が WTO のルールに従って適切に解決されるよう、引き続き今後の手続を進めていく。

2021 年 2 月、インド政府は、化学品やプラスチック、機械類、自動車部品、携帯電話充電器部品、冷蔵庫及びエアコン圧縮機、太陽光変換回路等の関税を引き上げた。

2022年 1 月、インド政府は、協議要請の対象品目である電話機・通信機器用の部分品の一部を実行関税率表の改訂2において15%から20%に引き上げた (図表 I - 10-1中の※2)。また、同年 2 月、半導体部品の関税率を引き上げている。

<図表 I - 10-1> パネル設置要請 (2020年 3 月時点) の主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドのHS番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%→20%に引上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%→20%に引上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%→20%に引上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%→20%に引上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%→10%に引上げ (※1)
スマートフォン用LCDモジュール	8517.7090	0%→15% (一部20%) に引上げ (※2)

(注) いずれもインドの WTO 協定譲許表上の税率は 0%。

※1、※2の品目はパネル設置要請以降に関税率が引き上げられたもの。

¹ 2022年1月の実行関税率表の改訂において、携帯電話 (HS8517.12) はHS8517.1300 (スマートフォン、関税率20%) とHS8517.1400 (その他の携帯電話、関税率20%) に、プリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) はHS8517.7910 (PCBA、関税率20%) に、電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) はHS8517.7100 (アンテナ反射機及びその部品、関税率20%) とHS8517.7990 (その他の部分品、関税率15%) の分類に変更された。

(4) EPA 原産地規則手続強化

<措置の概要>

2020 年 8 月 21 日、インド財務省歳入局 (Department of Revenue) は、貿易協定上の原産品判定にかかる新規則 (CAROTAR 2020: the Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020) を官報公示し、9 月 21 日に施行した。CAROTAR は、自由貿易協定 (FTA) 締約国を介した迂回輸入などの不正利用問題に対応するための措置とされており、税関職員の要求があった場合に、輸出者の原価情報や生産過程等の機密情報の保持を輸入者に求めていると解釈できる項目が存在していた。

また、同規則 5. (5) (b)においては、「輸入者が提出した情報や資料に基づいて原産品判定基準を満たさないことが証明された場合、追加の検認なしで、税関は特惠関税の申請を否認できる。」とされ、同規則 4. (a) 及び 5. (1)、(2)においては、輸入者に対して、原産地基準が満たされていることを示す関連情報を保持すること、また、輸入国税関の要求に応じてこれらの情報を提供する義務が課されている。

<国際ルール上の問題点>

日本・インド包括的経済連携協定 (日印 CEPA) 協定上、輸入者が税関に提供した情報が原産品判定基準を満たさない場合には否認できるとされている。他方、原産品判定基準を満たすか否かの情報が不十分又は情報が得られないことを含めて原産地証明書の内容に疑義がある場合、輸入国税関は、輸出国政府に検認を求めることが可能となっており、その上で特惠関税申請の否認ができるとされている (日印 CEPA 附属書 3 第 6 節、第 8 節)。CAROTAR の運用の結果、原産性の疑義が生じる場合において、輸出国政府への検認を経ずに特惠関税申請を否認する場合には、これらの規定との関係で日印 CEPA 協定との整合性上の問題となる可能性がある。

また、日印 CEPA 協定では、原産地基準の充足にかかる詳細情報、証明書類については、証明書発給機関もしくは輸出者又は生産者が保持することとされている (日印 CEPA 附属書 3 第 5 節)。他

方で、輸入者がかかる情報を保持する義務は課されていない。さらに、日印 CEPA 協定第 4 章 (税関手続) では、各締約国の義務として、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、税関手続を簡素化することを規定しており、CAROTAR の運用次第ではこれらの義務との抵触も懸念される。

CAROTAR の施行後、インドの各税関では、商業上の理由から輸入者に供与することができない機密情報 (輸出者の原価情報など) を含めた過度な情報提供の指示が輸入者に対してなされ、その結果、特惠税率での通関ができない事例が数多く発生した。また、税関の現場では CAROTAR の執行のため厳格な審査が行われ、提供した情報への通関当局からの回答待ち (15 日以内) の間、商品の通関ができず、やむを得ず最恵国税率 (MFN 税率) で通関させるというケースも見られた。こうした CAROTAR の運用によって、本来であれば享受できたはずの日印 CEPA の関税メリットが受けられなくなり、追加的なコストが日系企業に発生することとなった。

こうした問題を受けて、在インド日本大使館等を通じた日本政府による累次に亘る働きかけの結果、2020年10月8日、インド政府は我が方申し入れ事項に対する回答を含んだ説明資料を公表した。また 2020年12月17日には、各税関長など関係者に対し CAROTAR に係る適正な執行を求める印財務省通達を発出した。かかる対応により混乱は収束しつつあるものの、今後の運用について引き続き注視する必要がある。

<最近の動き>

CAROTAR2020の運用を改善する目的で、間接税関税中央局は、2021年8月17日付で、税関職員は正当な理由がある場合のみ当該理由を具体的に示したうえで検認を要請し、かつCAROTAR2020に規定されている期限内に検認を要請すべきである旨の通達を出した^[1]。

アンチ・ダンピング措置

(1) 日本製熱延鋼板及び厚板に対する AD 措置、日本製冷延鋼板に対する AD 措置

インド政府は、2017 年 5 月、日本製熱延鋼板及び厚板、日本製冷延鋼板に対する最終決定をそれぞれ行った。これらの決定では損害の認定に当たって、使用目的や価格帯などが異なる幅広い調査対象産品がいかなる国内の同種産品に量的効果及び価格効果を与えたのが具体的に考慮されておらず、また、AD 税は参照価格と調査対象産品の輸出価格の差額として賦課されるところ、その参照価格の算定根拠が明らかにされていないため、AD 協定との整合性に疑問がある。本決定がされるまでの間、日本政府は、本件公聴会や AD 委員会において上記指摘を行い、また、政府意見書の提出により意見を述べるなどにより改善を求めたが、WTO 協定との整合性に懸念がある形で最終決定が行われた。本件原決定の詳細については、2018 年版不公正貿易報告書 117 頁参照。

その後、2021年3月、インド政府は、サンセツト・レビューを開始した。同年9月にインド商工省による延長の建議がなされたものの、2022年1月、インド財務省は、熱延鋼板及び厚板、冷延鋼板に対する課税措置を延長しない旨を決定した。

我が国は、2021年10月のAD委員会においても、本件課税が不当に長期にわたり継続することのないように早期撤廃を求めている。インドが、我が国の協定整合性に関する問題提起を考慮の上、AD 措置を延長しない旨決定したことを評価したい。

(2) 日本製レゾルシンに対する AD 措置

<措置の概要>

インド政府は、2018 年 1 月、日本産レゾルシンに対する AD 課税措置を決定した。本決定では、ダンピング・マージンの算定、累積評価、価格効果について合理的な根拠が示されておらず、また、対象輸入による国内産業への影響の分析が不十分であるなど、損害認定の観点からも AD 協定に違反するおそれがある。これらの点について、最終決定がされるまでの間、日本政府は、政府意見書の提出を行うなどして上記問題点を指摘したが、WTO 協定との整合性に懸念がある形で最終決定が行われた。本件

詳細は 2018 年版不公正貿易報告書 117 頁参照。

<最近の動き>

2017 年 2 月及び同年 12 月、我が国はインド政府に対し政府意見書を提出し、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。我が国としては、インド政府による AD 制度の運用について、引き続き注視していた。

2021年3月、課税期間が満了したところ課税を延長する旨の決定はされず、本件措置は終了した。

補助金

食料安全保障法

<措置の概要>

インドでは、2013 年 9 月に生産者より買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである食料安全保障法が成立した。これは、貧困層への食料供給をより安定させることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月 5kg まで 3 ルピー/kg、2 ルピー/kg、1 ルピー/kg の低価格での購入を可能とするものであり、全人口の約 63%（農村部約 75%、都市部約 50%）が支援対象となっている。インド政府によれば、旧配給プログラムの下での必要穀物量が 5,637 万トン（2012 年時点）であったのに対し、現行制度では年間 6,100 万トンとなり、国内助成が増加した。

<国際ルール上の問題点>

食料安全保障法による配給プログラムの拡大に際して、行政価格で必要な穀物の買入を行えば、農業協定では生産者向けの価格支持政策とされ、削減対象となる国内助成に当たる。2014 年 9 月にインドは、国内助成について農業協定第 18 条で規定された農業委員会への通報を 2004 年度から 2010 年度分について行ったが、その期間に公的備蓄制度に関する支出が 57 億米ドルから 138 億米ドルへ増加したほか、政府による穀物買入量もコメが 2,470 万トンから 3,420 万トンへ、小麦が 1,680 万トンから 2,250 万トンへ急増した。こうした対策に関する国内助成は 2010 年度までデミニミス（農業

物生産額の 10%) の範囲で収まっているため、助成計量 (AMS) はゼロではあるものの、本法の施行による更なる国内助成額の増加も懸念される。今後の国内支持通報の内容や WTO での約束水準との関係について、注視していく必要がある。

<最近の動き>

2013 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議において、途上国が食料安全保障目的に公的備蓄制度を行う場合、その国内支持が WTO 農業協定上の国内助成削減約束義務に違反しても、加盟国は紛争処理に持ち込むことを自制する旨を暫定的な措置として合意した。また、インドの求めに応じ、2014 年 11 月 27 日の WTO 一般理事会において、暫定的な措置が恒久的な解決案が採択されるまで存続すること及びその解決案を 2015 年末までに採択するよう最大限努力することで合意した。しかし、この解決案の採択に向けた議論には進展が見られず、2015 年 12 月の第 10 回 WTO 閣僚会議においては、農業委員会特別会合で議論を続けていくことが確認された。恒久的な解決案に向けた議論が国内支持の規律に与える影響に留意しつつ、注視していく必要がある。

セーフガード

(1) 熱延鋼板に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インド政府は 2015 年 9 月 7 日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年 9 月 9 日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015 年 9 月 14 日から 200 日間の暫定措置による 20 の課税を開始した。

2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

<国際ルール上の問題点>

GATT 第 19 条第 1 項(a)によれば、WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40%であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定 (日印 CEPA) を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT 第 19 条第 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT 第 19 条第 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならないと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置は GATT 第 19 条第 1 項(a)等に不整合であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協定に基づく協議要請を行った (DS518)。協議結果を踏まえ、2017 年 3 月 9 日に、我が国は WTO に対し、本措置について、パネルでの

審理を要請し、2017 年 4 月 3 日、パネルが設置された。

2018 年 11 月 6 日、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、①事情の予見されなかった発展と輸入増加の間に論理的な連関が存在することを、客観的証拠に基づき十分立証していない（SG 協定第 2 条第 1 項、同第 4 条第 2 項（a）及び GATT 第 19 条第 1 項（a））、②国内産業への重大な損害について、損害指標（価格・利益率）を適切に検討しておらず、また客観的なデータに基づいた損害認定を行っていない（SG 協定第 4 条第 2 項（a））、③自国への輸入製品の増加と国内産業の「重大な損害」との間に因果関係が存在することを証明していない（SG 協定第 4 条第 2 項（b））、等の理由から、本措置は WTO 協定に非整合的であると判断した。また、パネルはインドに対し、本件措置は既に失効しているものの、その効果が残存している限りにおいて、当該措置を対象協定に整合させるよう勧告した。

インドはパネルの判断を不服として 2018 年 12 月 14 日に上訴しているが、現在、上級委員会においては審理を行うことができない事態となっている（第 II 部第 17 章のコラム「WTO 上級委員会を巡る問題」を参照）。

我が国としては、本件が適切に解決されるよう、WTO ルールに従って今後の手続を進めていく。

（２）懸濁重合型 PVC 樹脂に対する 日印 CEPA に基づく二国間セーフガード措置

＜措置の概要＞

インド政府は 2020 年 9 月 8 日、懸濁重合型 PVC 樹脂（PVC Suspension Grade Resin）について、日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）に基づく二国間セーフガード調査を開始した。（当該品目に対する現関税率は 0.7%、WTO 譲許税率は 10%。）

＜国際ルール上の問題点＞

上記官報公示について、日印 CEPA 上義務付けられた二国間の書面通報がなかった（同 9 月 22 日、在インド日本国大使館からの督促に応じ、インド政府は日本政府宛てに二国間通報を発出）。

また、インドの懸濁重合型 PVC 樹脂の生産量（140 万トン）は、増加傾向にあるインドの国内

需要（350 万トン以上）に遠く及ばず、国内メーカーの稼働率は 98%を超え、かつ輸入品に頼らざるを得ない状況であり、輸入増加による国内産業の損害の発生は疑わしい。また、本セーフガード調査におけるインドの申請者 3 社は、インド国内の生産量の約 25%を占めるに過ぎず、他国からの輸入量も増えている中、国内産業の損害及び日本産品の輸入との因果関係を「客観的な証拠に基づいて立証」（日印 CEPA 第 23 条 3.（d））できるのか、疑問がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2020 年 10 月、在インド日本国大使館がインド商工省貿易総局とビデオ会談を実施し、懸念を表明し、補償協議（日印 CEPA 第 23 条 4 項（c））の開催を要請。また、同月、在インド大使館及び業界が利害関係者登録についてインド商工省に通知し、日本政府は政府意見書を提出。

その後、コロナ禍の影響で調査手続が遅延していたが、2021 年 7 月、申請企業の申請取り下げにより、本件調査は終了し、措置発動には至らなかった。

基準・認証制度

（１）鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

2008 年 9 月、インド政府は鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表、インドに輸出する鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「IS 規格」、IS = Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。現在、合計 145 の鉄鋼製品の IS 規格に対する強制規格が導入されている。

＜国際ルール上の問題点＞

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不

要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT 協定第2.2 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

規格の認証に当たり生産工場における現地監査が求められているところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現地監査が非常に困難な状況となっている。加えて、認証が取得されていない案件に対する例外的な輸入を認めるにあたり、現地調達への切り替えに向けた将来プランの提出を条件付けるなどの実態がある。この点につき、インド政府は、2021 年 6 月及び同年 11 月の TBT 委員会において、現地監査の代替手段としてバーチャルによる遠隔監査の導入を検討している旨の発言があった。

本件については、鉄鋼省との協議や、2021年1月に行われた対インド TPR 審査において、インド政府に改善を要望している。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、必要に応じて、両国間での継続的な議論や、TBT 委員会等を活用して、制度の適正な運用を求めていく。

（２）電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

＜措置の概要＞

2010 年 3 月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011 年 5 月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は 2014 年 7 月の予定であったところ、その後、度々施行日が延期されているが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

＜国際ルール上の問題点＞

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用

が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府は WTO へ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外製品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 第 3 条第 4 項及び TBT 協定第 2.1 条の内国民待遇に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2010 年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年 10 月には、我が国産業界（4 団体）からインド政府宛に懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年 8 月の ASEAN+6 経済大臣会合（於ベトナム）や 10 月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012 年 4 月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的な IT セキュリティ制度との整合性を求めていく。

（３）電子・情報通信機器における強制規格の導入

＜措置の概要＞

インド政府（通信 IT 省）は 2012 年 9 月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則 2012」を公表し（TBT 通報は同年 10 月に実施）、家電や電子機器 15 品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013 年 7 月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は 2014 年 1 月から完全施行されている。

インド政府は 2014 年 11 月、新たに 15 品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。その後何度か強制品目が追加され、現在では63品目が完全施行されている。現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、申請時に非常に多数の書類提出が求められている等

の事情により、対象製品の登録が予定どおり進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第 5.1.2 条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要であるのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2018 年 5 月 20 日付で、インド政府から市場監査に関する改訂文書 ”Market Surveillance Policy May 2018 (v1)”、また同年 6 月 4 日、適合性評価に関する BIS Conformity Assessment Regulations 2018 が発行され、市場監査の運用が明文化されたが、製造者による費用の前払いや登録取消措置に関する規定が不合理且つ不明確であり、また機器及び包装に BIS ウェブサイト情報 (URL) を表示する等の追加要求も加えられた。

2018 年 7 月、二次電池の新規格 IS16046 (Part 1) 及び (Part 2) が公示され、新規格に基づく再試験・再登録及び電池上の表示変更が要求されている。新たな対象品目の追加、及び技術規格改定時の移行期間の設定に、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申し入れを継続していく。

サービス貿易

(1) 外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010 年 3 月、商工省産業政策促進局 (The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP) は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版 FDI 政策 (CONSOLIDATED FDI POLICY) を公表した (最新版は 2020 年 10 月 15 日付けで改正)。この統合版 FDI 政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board, FIPB) の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力、鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の 8 項目が挙げられていた。

2014 年 5 月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党 (BJP、ナレンドラ・モディ首相) は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年 8 月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の 26% から 49% に引き上げること並びに PPP で実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限 100% に引き上げることを、また 10 月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模 (面積) を 5 万平方メートルから 2 万平方メートルに引き下げることなどを閣議決定した。以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

①金融

(a) 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100% 出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版 FDI 政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行については、外国直接投資は上限 74% まで可能となっている。ノンバンクについては、従来 100% までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など 18 業種であったが、2016 年 10 月以降、「その他金融サービス (Other Financial

Services)」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことが条件となっている。

2011 年 8 月に日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間 20 店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

（b）保険

保険分野では、モディ政権発足後の 2014 年 7 月、保険セクターへの外資出資比率の上限を 26%から 49%に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014 年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年 12 月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出資比率の引き上げを実施した。2015 年 3 月には保険法改正法案が国会で可決され、49%までの外資出資が可能となった。

②流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51%から 100%まで可能となった（2012 年 1 月施行）。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が 51%を超える場合には、店舗設立後 5 年間はその製品調達額の平均 3 割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

さらに、最先端の技術でインド国内では調達できない商品については、1 号店開業から 3 年間は上記目標を免除し、4 年目から適用するとした（2016 年

6 月施行）。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで 51%まで緩和され（2012 年 9 月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013 年 8 月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は 1 億米ドル。
- ・最初の投資から 3 年以内に、初期投資額の最低 50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の 30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が 200 万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの 5 年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は 1 年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013 年 12 月時点では 11 州が規制受け入れを表明済み）。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

2014 年 5 月の選挙で与党となったインド人民党（BJP）は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後 2016 年 6 月、10 月に上述の規制緩和の動きは見られたが、我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけている。

（2）個人情報保護法案

<措置の概要>

2018 年 6 月、インド政府の専門委員会が、データ保護に関する報告書と「個人情報保護法」案を電子 IT 省に提出し、同年 7 月、同法案（以下「2018 年法案」）が公表された。同法案は制定に至らなかったものの、その後、同法案に寄せられたパブリックコメント等を踏まえ、2019 年 12 月、インド政府は、個人情報保護改正法案（以下「2019 年法案」）を公表した。2019 年法案の内容は、2018 年法案を踏襲しつつも、いくつか修正が加えられたが、依然として、①「センシティブ個人データ（金融データ、健康データ、生体データを含む）」の越境移転時の国内保存義務（第 33 条 1 項）、②中央政府が「クリティカル個人データ」と指定した情報についての国内でのデータ処理義務（第 33 条 2 項）、③「センシティブ個人データ」及び「クリティカル個人データ」の越境移転に関する規定（第 34 条）等が含まれている。さらに、2019 年法案では、新たに、インドの安全保障、公序の保護等のための中央政府の行為の本法からの適用除外（第 35 条）や、中央政府への非個人データの提供義務（第 91 条 2 項）等が新たに規定されている。本法案は EU の一般データ保護規則（GDPR）に類似する部分もあるが、「センシティブ個人データ」の越境移転に係るデータ主体の明示的な同意取得義務等の部分は、インド独自の規定である。

<国際ルール上の問題点>

2019 年法案においても、「クリティカル個人データ」について、インド国内での処理を義務づける規定がある。同義務の対象となる「クリティカル個人データ」の定義、内容がそもそも法案上で示されていないため、その内容や範囲が不明確であり、懸念がある。また、2018 年法案よりも対象が限定されたものの、「センシティブ個人データ」については、国内保存義務も引き続き残存している。これらの義務により、外国事業者がインドの事業者よりも実質的に不利な待遇を受ける可能性が高くないか、懸念がある。過度なデータローカライゼーション要求につながらないよう、引き続き注視が必要である。

データ越境移転については、2018 年法案に比べ、標準契約条項やグループ企業内での越境移転スキ

ームの承認基準で考慮される要素が明示された一方、対象データの範囲等が必ずしも明確ではない点が懸念されている。さらに、「センシティブ個人データ」の越境移転については、当局承認済みの標準契約条項やグループ企業内での越境移転スキームに基づくものであっても、なおデータ主体の明示的な同意を要するとされており、その点も過度の要求と懸念される。このような越境流通制限について、インド国外で各国拠点の従業員データを一元的に集約・管理している外国事業者にとっては、これらデータのインド国内保存に係るセキュリティの懸念及び追加的なコストの負担が発生し、インド市場に進出する際やインドでビジネスを継続する際の懸念材料になると同時に、インド国内でデータを集約・管理しているインド国内のサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高く、GATS 第 17 条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。なお、2021 年 12 月に同法案の修正を提案する報告書が国会に提出されているが、非個人データも法案の対象に含むべきと記載があり、産業界からも懸念が示されている。

今後の法案の制定過程、関連法規の制定において、これらの点についても、引き続き注視が必要である。

<最近の動き>

2020 年 2 月、2019 年法案について、日本政府の意見書を提出した。同法案は、2019 年 12 月に下院に提出されて以降、国会審議中であるが、引き続き、産業界とも連携しつつ、情報の自由な流通及び外国事業者の権利が不当に侵害されることのないよう、今後の法制化過程、関連法規に関する動きを注視する。

知的財産

（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

インドにおける模倣品・海賊版等の不正商品に

よる被害状況について、2021年6月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association）が行った調査によると、インド国内における模倣品による被害額は毎年1兆ルピー（約1.4兆円）以上である。また、FICCI CASCADE（経済を破壊する密輸及び偽造活動に対する委員会）によると、自動車部品市場においては 30%近くが模倣品であるとの報告がなされている。

他方で、インドにおいては、このように蔓延する不正商品に対する取り締まりが十分に機能しているとは言えず、たとえば、摘発から刑事罰が下るまでに平均 7-10 年を要するという調査もあり、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場における模倣品が減っていないといった報告もなされている。

＜懸念点＞

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題の一つは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。

また、日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）においても、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する

自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることが義務づけられている（第 103 条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

近年、インド政府は、特許出願の審査期間短縮のために審査官の増員や特許審査ハイウェイなどの取組を進めている（2019 年 12 月から日間で特許審査ハイウェイ開始）。

また、権利行使についても、インド政府は 2016 年にとりまとめた「国家知的財産権政策」や、2019 年に公表された「インドの知的財産権体制—政府によるイニシアチブ」においても柱の一つとしている。

さらに、Eコマース市場の急成長とともに、オンライン上の模倣品被害が拡大している。2019 年になり、商工省の産業・国内貿易振興局が E コマース政策案を、消費者・食糧・公共配給省の消費者局が消費者保護（E コマース）ガイドライン 2019 案をそれぞれ公表し、E コマース市場におけるガイドラインが議論されている。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、消毒液、マスク、検査薬等の新型コロナウイルスに関連する製品の需要が高まったことに伴い、これらの模倣品が増加したとの現地報道がされている。例えば、著名な製薬企業の商品ラベルを貼付し、実際には消毒効果がないにも関わらず、消毒効果があると宣伝されている消毒液の模倣品の地元市場への流通が増加した。2020年3月には、市民より通報を受けて、消毒液の模倣品の製造業者の工場の閉鎖措置や、販売業者が保有する偽物の消毒液の刑事摘発（レイド）が実施された。レイドとは、地元市場における模倣品の販売を根絶させることを目的として、警察が、模倣品が販売されている疑いのある地元市場の店舗を一斉摘発し、模倣品の販売者の逮捕や模倣品の押収を行うものである。また、新型コロナウイルス関連の医薬品・検査キット、呼吸器、マスクなどの模倣品の輸入も増加しており、インド税関がこれらの物品の輸入を防ぐための水際対策を積極的に行っている。

今後も引き続き、インド政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

（２）医薬品等の特許保護

＜措置の概要＞

インドは 1970 年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005 年 1 月の履行期限（経過期間満了）を控えた 2004 年 12 月に、物質特許制度の導入を含む 2004 年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において 2005 年改正法（第 3 次）が審議・採択され、2005 年 4 月に公布、一部の条文を除き同年 1 月から有効なものとして遡及的に施行された。2005 年改正法のポイントは、① 物質特許制度の導入（特許法第 5 条削除）、② 医薬物質の定義導入（同第 2 条（ta））、③ 排他的販売権（EMR）規定（同第 24 条 A～F）の削除、④ メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第 11 条 A(7)）、⑤ 一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第 92 条 A）等である。

2005 年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が付与されるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外する特許法第 3 条（d）に基づき拒絶される事例が見られる。実際、2013 年 4 月には、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第 3 条（d）に基づき特許すべきでないとの最高裁判断が下されている。

また、医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012 年 3 月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、「外国医薬品メーカーが適切な薬価設定を行わず、インド国内で適正な価格で十分な量の薬を供給しなかった」と認定し、強制実施権の発動条件の 1 つ、「特許発明が適正に手ごろな価格で公衆に利用可能でないこと」（特許法第 84 条第 1 項（b））に基づき、当該外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。

本強制実施権の設定に関しては、2012 年 5 月、当

該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、インド知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013 年 3 月に棄却された。同年 5 月当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014 年 7 月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014 年 12 月に却下されている。なお、そのほかに行われた強制実施権の設定の申請に関しては、インド特許意匠商標総局によって却下されている。

その他の過去の経緯については、2017 年版不正貿易報告書 170 頁参照。

＜国際ルール上の問題点＞

物質特許制度を導入し、TRIPS 協定上の義務が履行されたことは評価できる。一方で、特許法第 3 条（d）について、当条項は「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」が、特許を受けることができないとしている。したがって、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条第 1 項に整合していない可能性がある。

＜最近の動き＞

2018 年 3 月、60 の保健団体がモディ首相へ書簡を提出し、多耐性結核治療薬 2 種について、中央政府の告示による強制実施権（特許法第 92 条）の設定を求めたが、実際の発動には至っていない。強制実施権の制度・運用について我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、今後も、パリ条約や TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、引き続き注視していく必要がある。

